

過疎地域自立促進計画変更（案）に関するパブリックコメント実施要領

1. 案件名

過疎地域自立促進計画変更（案）に関するパブリックコメント

2. 募集期間

平成 29 年 6 月 26 日（月）から平成 29 年 7 月 25 日（火）まで

3. 事務局

企画総務部地域創生課

4. 募集の趣旨

合併前から波賀町及び千種町は過疎地域の指定を受け、合併後も引き続き波賀町及び千種町は過疎地域としてみなされました。平成 27 年国勢調査結果を用いた過疎地域の要件が追加されるなど過疎地域自立促進特別措置法の改正により、平成 29 年 4 月 1 日から宍粟市全域が過疎地域に指定されました。このことを受け、平成 27 年 12 月に策定した「宍粟市過疎地域自立促進計画」の変更にあたり、政策形成過程における公正の確保と透明性の確保、市民等の市政への参画を図るため、当該計画等の趣旨、内容等を公表し、平成 32 年度までの過疎地域の自立促進に向けた本市の取組みについての意見を、広く市民から募集します。

提出された意見は、取りまとめのうえ、ご意見に対する市の考え方を公表いたします。

5. 公表資料（別添参照）

- 宍粟市過疎地域自立促進計画（案）
- 宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について

6. 閲覧場所及び閲覧時間

場 所	時 間
企画総務部地域創生課	月～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
各市民局まちづくり推進課	月～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
三方町出張所	月～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
市立図書館	火・水・木・土・日曜日 午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分 金曜日 午前 9 時 30 分～午後 6 時 30 分（臨時休館日を除く）
市ホームページ	募集期間最終日まで終日

7. 意見を提出できる人

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所または事業所を有する個人、法人その他の団体

- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者

8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

9. 意見書の提出方法

提出方法	提出先
持 参	「6. 閲覧場所」にご提出ください。
郵 送	企画総務部地域創生課まで郵送してください。 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 企画総務部 地域創生課 宛
ファックス	0790-63-3060
電子メール	kikaku-kk@city.shiso.lg.jp

10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
(氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。)
- ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市のホームページに掲載して公表いたします。
なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。